

技術文書審議タスクの設置・運営に関する細則 改訂案対比表

現行	改訂案	備考
(目的) 第 1 条 技術文書審議タスクは、当該技術文書に関する基本方針、中間報告の各段階において、以下の観点で専門的見地からの意見をとりまとめ、原子力土木委員会に報告する。当該技術文書の最終報告については、以下に示す観点で専門的見地から審議し、質問、意見をとりまとめるとともに、妥当性の判断を行い、原子力土木委員会に報告する。 ● 基本方針段階：当該技術の必要性和関連技術の成熟度 ● 中間報告段階：中核をなす技術の信頼性、技術文書の構成 最終報告段階：有用性、信頼性、完成度	(目的) 第 1 条 技術文書審議タスクは、当該技術文書の議論および審議に関する基本方針、実施報告の各段階において、以下の点の妥当性を確認し、原子力土木委員会に付議する。 ● 技術議論・審議体制の妥当性 1. 小委員会のメンバーの専門性が、当該技術文書の目的、用途、適用の観点で当該技術文書の内容を議論できる構成になっていること。 2. 技術文書の技術内容審議において、技術文書全体を通じて、または章・節単位で、被審議側の執筆者メンバーと審議側メンバーとが明確に区別されるなど、当該技術文書作成において第三者的なレビューがなされ、レビューの結果を反映できる公正な審議が可能となる体制であること。あるいはそのような体制を確保するために小委員会に所属しない専門家を小委員会委員として加えるなど小委員会の体制の変更を行っていること。 3. 審議側メンバーの構成が、同一業種、同一組織で過大ではないこと。 ● 審議手続きの妥当性 1. 小委員会における技術内容審議、原子力土木委員会における審議、外部意見照会、公衆審査、を適切なタイミングで実施する計画になっていること。 2. 技術文書のボリュームを踏まえて十分な回数の技術内容審議が設定されていること。 3. 外部意見照会の対象とする委員会・学協会の選定が妥当であること。 4. 技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査での対応資料（コメント対応表）が審議終了後に公開可能であること（トレーサビリティ、公開性の審査）。 ● 審議スケジュールの妥当性 1. 技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査の時期および期間が適切であること。	技術文書審議タスクが確認する事項を具体的に記載。
(設置) 第 2 条 規格、指針および技術資料に関する技術文書の作成を目的とする小委員会の設置が委員会で承認された後、すみやかに技術文書審議タスクを設置する。 2 技術文書審議タスクは技術的内容の審議に必要な人数の学識経験者および関係機関において技術文書の作成や審査経験を有する者で構成する。ただし、技術文書作成の小委員会より、技術文書の内容に係る補足説明などを補助するため、小委員会の委員等をオブザーバーとして参加することとする。 第 3 条 タスクメンバーは原子力土木委員会の委員兼幹事、委員、または顧問から選考す	(設置) 第 2 条 規格、指針および技術資料に関する技術文書の作成を目的とする小委員会の設置が委員会で承認された後、すみやかに技術文書審議タスクを設置する。 第 3 条 タスクメンバーは原子力土木委員会の副委員長、委員兼幹事、委員、または幹事	技術文書審議タスクは「確認」が役割であり、審議が役割ではないため、第 2 条 2 項を削除

現行	改訂案	備考
る。 第 4 条 技術文書審議タスクは、技術文書が最終的に承認された時点で解散する。	から選考する。ただし必要であれば、外部の専門家を選考することもできる。主査を除くタスクメンバーは副委員長が選任し、委員長が承認する。 第 4 条 技術文書審議タスクは、技術文書が最終的に原子力土木委員会において承認された時点で解散する。	
(運営・役割) 第 5 条 技術文書審議タスクには、主査、副査を設ける。 2 タスクの開催は委員長の指示により、招集する。 3 主査は審議のとりまとめ、副査は主査の補佐を行う。 第 6 条 最終報告の妥当性の判断は委員総数の 2/3 以上が妥当と判断していることを原則とする。 第 7 条 技術文書審議タスクの資料は、委員会に報告の後、公開する。 第 8 条 技術文書のうち外部意見照会や公衆審査が必要なものについては、技術文書を作成した小委員会の対応支援を実施する。ここで、支援とは、各対応における窓口としての役割であり、技術的な対応は、技術文書を作成した小委員会が実施する。	(運営・役割) 第 5 条 技術文書審議タスクには、主査を設け、主査には原子力土木委員会の副委員長が原則就く。 2 タスクの開催は主査の指示により、招集する。 3 主査は審議基本方針の妥当性確認のとりまとめ、タスクメンバーは主査の補佐を行う。 第 6 条 確認結果の妥当性の判断は主査を含むタスクメンバー総数の 2/3 以上が妥当と判断していることを原則とする。 第 7 条 技術文書審議タスクの資料 (基本方針および実施報告の各段階における、小委員会が技術文書審議タスクに提出した文書、技術文書審議タスクが小委員会に提出した文書、および、技術文書審議タスクが原子力土木委員会に提出した文書) は、委員会に報告の後、公開する。	副査が必ずしも全案件において必要ではないと判断されるため、副査設置の記載を削除。 第 7 条にて、公開を要求する資料を具体的に指定。 外部意見照会や公衆審査は小委員会が実施するものであるため、第 8 条を削除